資料５
男女共同参画及び多様な
性の尊重に関する審議会
令和６年６月28日

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の見直しについて

平成31年（2019年）の条例改正後の５年間で、世界規模での感染症の拡大をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの推進など、社会情勢は大きな変化を遂げています。

条例も、その変化に合わせて迅速かつ的確に適応していくことが今後の重要な課題となります。また、より市民にわかりやすい条例にしていくことも、重要な課題です。

Ⅰ　条例の見直し提案項目

（１）ジェンダーに基づく暴力に関する規定の見直し
（第２条第８号関係）

（２）「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方の反映
（第３条第５号関係）

（３）アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化
（第３条第６号、第８条関係）

■審議会においてご審議いただきたいこと

〇見直し案の考え方や方向性について
今後、条例改正を進めるにあたり、パブリック・コメント（広く市民に意見を募集、市政に反映する制度）をかける際には、考え方の方向性（例：アウティング禁止規定を盛り込むことについて）を提示して市民に意見を伺うことになります。

〇提案項目以外でも、盛り込んだほうが良いと思われる考え方や項目等がありましたら、忌憚なくご意見・ご提案をいただければと思います。

２　条例の見直しの理由

（１）ジェンダーに基づく暴力に関する規定の見直し（第２条第８号関連）

■提案理由
・第６次横須賀市男女共同参画プランに明記し、また、プラン策定時の審議会での審議においても、「ジェンダーに基づく暴力は、女性のみならず、誰もが被害者になりうること」を広く周知啓発していくことが重要であるとの意見がありました。
・多様な性の尊重の視点を踏まえると、性別等に関わらず、「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映する必要があります。

【現　行】
（定義）
第２条
（８）暴力　性別等に基づく暴力行為(主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為をいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

【改正案】
（定義）
第２条
（８）暴力　ジェンダーに基づく暴力行為(主としてジェンダーに基づき女性に対して行われるが、女性のみならず誰に対しても行われる暴力行為をいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

（２）「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方の反映（第３条第５号関連）

■提案理由
・現条例では、「全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。（第３条第５号）」と規定されており、既に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念が規定されています。
・日本語訳では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」はともに、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。
・多様な性の尊重の視点を踏まえると、“セクシュアル・ヘルス”“セクシュアル・ライツ”の考え方も条例に反映する必要があります。

【現　行】
（基本理念）
第３条
（５）全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。

【改正案】
（基本理念）
第３条
（５）全ての人が、~~妊娠、出産等の~~性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。

（３）アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化
（第３条、第８条関連）

■提案理由
・令和５年10月23日の神奈川新聞において、「アウティング禁止増加 ～逗子など26自治体　条例、３年で５倍～」という記事が掲載されました。これは、一般財団法人「地方自治研究機構」（東京）の調査結果を記事にしたもので、神奈川県内ではアウティング禁止を明記している条例がある自治体は、「逗子市のみ」と記載されていました。
・令和５年12月の市議会定例議会においても、この記事を受け、「本市条例の今の条文ではアウティングの禁止を読み取れない、つまり本市条例はアウティング禁止を明記していると認識されていない。 条例にアウティングの禁止を明確に禁止し、分かりやすくかつ具体的に明記する条例改正を行うべきではないか。」との意見がありました。
・アウティング（本人の意思に反して第三者が性的指向又は性自認を公表すること）と、カミングアウト（自らの性的指向又は性自認を公表すること）の強制・制限（カミングアウトを強制的にさせること、カミングアウトをさせないこと）は重大な人権侵害であり、条例にわかりやすく明記する必要があります。

【現　行】
(基本理念)
第３条
（６）性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。

【改正案】第８条に以下の条文を加える。
(性別等による人権侵害の禁止)
第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。
２　何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

３　条例改正のスケジュール

令和７年３月の市議会定例会に議案を提出し、条例改正を行う場合のスケジュールは以下のとおりです。

時期	内容
令和６年６月（本日）	第１回審議会・諮問
令和６年９月	市議会９月定例会 パブリック・コメント実施予告 一般報告
令和６年10月（予定）	第２回審議会
令和６年11月	パブリック・コメント
令和７年１月or２月（予定）	第３回審議会
令和７年３月	市議会３月定例議会

4　用語解説

【参考】

■セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
（「性と生殖に関する健康と権利」の尊重）

すべての人が自分らしく生きるために。知っておきたいSRHR

英語のSexual and Reproductive Health and Rights、頭文字をとって、「SRHR」とも呼称されます。日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、内閣府や全国の自治体でも使われています。すべての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことで、「自分らしく」生きるために大切な考え方です。この長い言葉は、4つの言葉の組み合わせで作られているので、分けて考えるとよりわかりやすくなります。（引用：公益財団法人 ジョイセフ ホームページ）

SRHR

- **セクシュアル・ヘルス**……自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていること。
- **リプロダクティブ・ヘルス**……妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシュアルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。
- **セクシュアル・ライツ**……セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のこと。自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利。
- **リプロダクティブ・ライツ**……産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利。妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利。

■カミングアウトとアウティング

自分のセクシュアリティを他の人に伝える事を**「カミングアウト」**といいます。必ずしなければいけないものではなく、するかしないかは本人の選択です。カミングアウトはとても勇気のいる行為です。もしカミングアウトされたら、大切な事を伝えてくれたと受け止めて、否定せずに話を聞いてください。

STOP！アウティング

カミングアウトした本人の許可なく、セクシュアリティを他の人に伝える事（暴露すること、言いふらすこと）を**「アウティング」**といいます。相手が伝えてくれた事でも、他の人に（家族や親しい間柄でも）知られたくないかもしれません。誰に伝えているか、きちんと本人に確認するようにしましょう。

アウティングは重大な人権侵害であり、絶対にあってはならないことです。

【参考】

5　横須賀市の条例と男女共同参画プランの経緯

年	プラン等名称	計画期間
平成６年	横須賀市女性行政総合プラン 策定 ～デュオプランよこすか～	平成６年度～平成12年度
平成13年	横須賀市男女共同参画プラン 策定 ～デュオプランよこすかPartⅡ～	平成13年度～平成18年度
平成14年	「横須賀市男女共同参画推進条例」施行	
平成19年	横須賀市男女共同参画プラン（第３次） 策定 ～デュオプランよこすかPartⅢ～	平成19年度～平成24年度
平成25年	第４次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成25年度～平成29年度
平成30年	第５次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成30年度～令和４年度
平成31年 令和元年	「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行	
令和５年	第６次横須賀市男女共同参画プラン 策定	令和５年度～令和８年度

6　現条例施行後の国の法令の主な動向

年	内容
令和元年６月	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）改正 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正
令和２年５月	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和２年６月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 （令和２年度から４年度までの３年間、集中強化期間）
令和２年12月	「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
令和３年６月	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 （育児・介護休業法）改正→男性の育児休業の取得促進
令和５年３月	「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」閣議決定 （令和５年度から７年度までの３年間、更なる集中強化期間）
令和５年６月	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 （LGBT理解増進法）
令和６年４月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

新旧対照表（改正案）

現　行	改正案
（定義） 第２条 （８）暴力　性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。	（定義） 第２条 （８）暴力　性別等に基づく暴力行為（~~主として~~ジェンダーに基づき~~女性に対して~~行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
（基本理念） 第３条 （５）全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。	（基本理念） 第３条 （５）全ての人が、~~妊娠、出産等の~~性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。
（性別等による人権侵害の禁止） 第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。	（性別等による人権侵害の禁止） 第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。 ２　何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。